

特定非営利活動法人イーパーツ

定 款

平成 14 年 5 月 23 日設立

平成 14 年 9 月 20 日改正

平成 15 年 8 月 28 日改正

平成 20 年 12 月 26 日改正

平成 21 年 7 月 30 日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人イーパーツという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区三軒茶屋 2-55-8 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公益活動を行う非営利団体等に対して、情報機器の配布並びにそれに関連する技術及び知識の供与に関する事業を行い、情報教育の推進に寄与すること、および非営利団体の運営または活動に関する援助並びに団体相互の交流の促進に関する事業を行い、非営利団体の健全かつ活発な活動を推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条の別表に掲げる項目のうち、次の活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 特定非営利活動促進法第2条の別表1号から11号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

[1] 情報機器再利用の促進及びその配布

[2] 情報機器の利用に必要な技術の供与および知識の普及

[3] 非営利団体の運営、活動に関する研究、必要な技術の供与および知識の普及

[4] 非営利団体相互の交流の促進

2 この法人は、つぎの収益事業を行う。

[1] 出版業

[2] 企業の社会貢献活動に関するコンサルティング

3 前項に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人

(2) パートナー会員 この法人の目的に賛同し、賛助金を納入して入会し、情報機器の再利用に関する物品の提供を行う個人及び団体

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助金を納入して入会した個人及び団体
(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 前3項の規定は、パートナー会員及び賛助会員の入会に準用する。ただし、パートナー会員及び賛助会員は別に定める賛助金を、入会の申込みと共に納入しなければならない。

(入会金、会費及び賛助金)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 パートナー会員及び賛助会員は、別に定める賛助金を納入しなければならない。

3 但し、正会員の会費は、正会員のこの法人への貢献度に応じ、総会での審議と議決をもって免除できる。

4 但し、パートナー会員及び賛助会員が正会員であった場合、正会員の会費は、総会での審議と議決をもって免除できる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく、継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人～10人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。ただし、日常的な業務に関して常務理事にその執行を委ねることとする。

2 代表理事が不在の場合は、常務理事がその職務を行う。

3 常務理事は、日常的な業務に関して代表理事の権限を包括的に代理して行う。

4 常務理事が不在の場合は、常務理事があらかじめ指名した順に理事がその職務を行う。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の定数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 正会員の入会金及び会費の額
- (8) 重要な借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面および電子メールをもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認めたとき。
- (2) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条各号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事全員の同意があった場合を除き、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面および電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、重要な借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 56 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 57 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 58 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決によりこれを定め る。

第 11 章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決によりこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	佐々木 良一
常務理事	會田 和弘
理事	阿多 親市
同	大塚 裕司
同	戸台 未来
同	細野 昭雄
同	西部 忠
同	町村 匡子
同	町村 泰貴
同	和知 雅樹
監事	森 亮二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費及び賛助金は、第8条の規定にかかわらず、徴収しないこととする。

(1)正会員 入会金 設立当初は徴収しない。

年会費 3千円

(2)パートナー会員、賛助会員 賛助金 一口10万円、年一口以上

附 則 (平成14年9月20日総会議決済み)

- 1 この定款は、認証団体の認証により平成14年9月20日にさかのぼって効力を生じる。
- 2 この法人の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	佐々木 良一
常務理事	會田 和弘
理事	大塚 裕司
同	近藤 麻弓子
同	細野 昭雄
同	井上 匡子
同	町村 泰貴

同 和知 雅樹
監事 森 亮二

附 則 (平成 15 年 8 月 28 日総会議決済み)

- 1 この定款は、認証団体の認証により平成 15 年 8 月 28 日にさかのぼって効力を生じる
- 2 この法人の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 佐々木 良一
常務理事 會田 和弘
理事 大塚 裕司
同 近藤 麻弓子
同 細野 昭雄
同 西部 忠
監事 森 亮二

附 則 (平成 16 年 7 月 27 日総会議決済み)

- 1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 佐々木 良一
常務理事 會田 和弘
理事 大塚 裕司
同 近藤 麻弓子
同 細野 昭雄
同 西部 忠
監事 森 亮二

附 則 (平成 17 年 7 月 29 日総会議決済み)

- 1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 佐々木 良一
常務理事 會田 和弘
理事 大塚 裕司
同 近藤 麻弓子
同 細野 昭雄
同 西部 忠

附 則 (平成 21 年 7 月 30 日総会議決済み)

附 則 （平成 18 年 7 月 28 日総会議決済み）

1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	佐々木 良一
常務理事	會田 和弘
理事	大塚 裕司
同	竹原 正篤
同	細野 昭雄
同	西部 忠
監事	岡崎智道

附 則 （平成 20 年 12 月 26 日総会議決済み）

1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	佐々木 良一
常務理事	會田 和弘
理事	大塚 裕司
同	伊藤 ゆみ子
同	細野 昭雄
同	西部 忠
監事	岡崎智道

附 則 （平成 21 年 7 月 30 日総会議決済み）

第 8 条 3 項および 4 項は、平成 14 年 5 月 23 日にさかのぼって効力を生じる。

特定非営利活動法人イーパーツの定款に相違ない

平成 21 年 11 月 13 日 特定非営利活動法人イーパーツ 理事 會田和弘